

平成27年第3回士別市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月18日（金曜日）

午前10時00分開議

午前11時21分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 報告第13号 健全化判断比率の報告について
報告第14号 資金不足比率の報告について
- 日程第 2 報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について
- 日程第 3 議案第74号 士別市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第75号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第76号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第81号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第82号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 認定第 1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成26年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成26年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成26年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成26年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成26年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成26年度士別市水道事業会計決算認定について
認定第 9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定について

- 日程第 8 議案第 83 号 士別市公平委員会委員の選任について
 日程第 9 議案第 84 号 士別市教育委員会委員の任命について
 日程第 10 議案第 85 号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について
 日程第 11 議案第 86 号 議員の派遣について
 日程第 12 意見書案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
 意見書案第 8 号 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について
 意見書案第 9 号 生活保護費削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書について

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1 番	谷 口 隆 徳 君	2 番	喜 多 武 彦 君
	3 番	大 西 陽 君	4 番	村 上 緑 一 君
	5 番	渡 辺 英 次 君	6 番	谷 守 君
	7 番	松ヶ平 哲 幸 君	8 番	岡 崎 治 夫 君
	9 番	遠 山 昭 二 君	10 番	山 居 忠 彰 君
	11 番	十 河 剛 志 君	12 番	出 合 孝 司 君
	13 番	国 忠 崇 史 君	14 番	井 上 久 嗣 君
	15 番	粥 川 章 君	16 番	斉 藤 昇 君
議 長	17 番	丹 正 臣 君		

出席説明員

市 長	牧 野 勇 司 君	副 市 長	相 山 佳 則 君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 峰 寿 彰 君	市 民 部 長	法 邑 和 浩 君
保健福祉部長	川 村 慶 輔 君	経 済 部 長	金 章 君
建設水道部長	沼 田 浩 光 君	朝日総合支所長	藤 森 裕 悦 君
総務部次長兼 財政課長（併） 選挙管理委員会 事務局 次長	中 舘 佳 嗣 君		

市立病院院長 三好信之君

教育委員会会長 五十嵐紀子君 教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 菅井勉君 社会教育課長 遠藤桂子君
生涯学習部会長 兼つくも青少年の家所長

中央公民館長 輿水賢治君

農業委員会会長 松川英一君 農業委員会会長 小ヶ島清一君
農事業務局局長

監査委員 吉田博行君 監査委員局長 竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局長 石川敏君 議会事務局局長 浅利知充君

議会事務局査 前畑美香君 議会事務局主 粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第13号 健全化判断比率の報告について

報告第14号 資金不足比率の報告について

議案第81号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第5号）

議案第83号 士別市公平委員会委員の選任について

議案第84号 士別市教育委員会委員の任命について

認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定について

2. 教育委員会から送付された報告は次のとおりである。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告

3. 議会改革検討特別委員会から送付された議案は次のとおりである。

議案第85号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について

4. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第86号 議員の派遣について

5. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

意見書案第8号 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について

意見書案第9号 生活保護費削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書について

6. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 士別市議会報告会

イ. 派遣場所 下表のとおり

ロ. 派遣期間 下表のとおり

ハ. 派遣議員 下表のとおり

派遣期間	派遣場所	派遣議員
27. 8. 20	多寄研修センター	谷口副議長、井上議員、出合議員、喜多議員、遠山議員、大西議員
	温根別出張所	丹議長、粥川議員、松ヶ平議員、村上議員、山居議員、渡辺議員
27. 8. 21	あけぼの会館	谷口副議長、岡崎議員、国忠議員、十河議員、谷議員
27. 8. 24	北ひびき農協中士別資材センター	谷口副議長、岡崎議員、国忠議員、十河議員、斉藤議員、谷議員
27. 8. 26	上士別構造改善センター	丹議長、岡崎議員、国忠議員、十河議員、斉藤議員、谷議員
27. 8. 31	朝日総合支所	谷口副議長、粥川議員、松ヶ平議員、村上議員、山居議員、渡辺議員
27. 9. 2	生涯学習情報センター視聴覚室	丹議長、粥川議員、松ヶ平議員、村上議員、山居議員、渡辺議員
27. 9. 4	生涯学習情報センター視聴覚室	丹議長、井上議員、出合議員、十河議員、遠山議員、大西議員

7. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

総務課 水留啓諭
行政担当主査

以上報告する

平成27年9月18日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第13号 健全化判断比率の報告について及び報告第14号 資金不足比率の報

告について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となりました報告第13号 健全化判断比率の報告について並びに報告第14号 資金不足比率の報告について、一括して御説明申し上げます。

平成26年度土別市一般会計並びに各特別会計及び企業会計等の決算に伴う健全化判断比率等については、出納閉鎖後に算定を行い、7月24日に監査委員の審査に付したところ、9月7日に、いずれも適正に作成されているとの御意見をいただきました。

まず、報告第13号の健全化判断比率の報告について申し上げます。

初めに、実質赤字比率については、一般会計の決算が黒字のため算定されないものです。

なお、本市の場合、26年度では標準財政規模の13.32%の約13億4,000万円を超える赤字が発生した場合、自主的な財政再建の取り組みが求められる早期健全化団体となり、同じく標準財政規模の20%の約20億1,000万円の赤字で、国の管理下による財政再生団体となります。

次に、一般会計に特別会計と企業会計を含めた連結実質赤字比率については、各会計とも赤字が発生しておらず、全会計を通じた決算で黒字となりましたので、算定されないものです。

また、この比率における早期健全化団体基準については、標準財政規模の18.32%の約18億4,000万円、財政再生団体は30%の約30億2,000万円の赤字で、それぞれ該当になります。

次に、地方債の元利償還金や、これに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率をあらわす実質公債費比率についてですが、前年比0.4ポイント減の15.0%となり、早期健全化団体基準の25%を下回っています。

また、一般会計、特別会計のほか企業会計、第三セクター、一部事務組合を含めた地方債残高、債務負担行為など将来的に支払う可能性のある負担額を指標化した将来負担比率については、前年比3.9ポイント増の139.1%となりましたが、早期健全化団体基準である350%は下回っているところです。

実質公債費比率が前年度より改善した要因は、3カ年平均で元利償還金の比率が減少したことによるものであり、将来負担比率が前年度より悪化した要因は、地方債現在高の増加などによるものです。

次に、報告第14号の資金不足比率の報告についてです。

26年度は地方公営企業法が適用となる水道事業会計及び病院事業会計については、流動負債から流動資産を差し引くなどして算出する資金不足は発生しておらず、その他の会計についても収支均衡が図られたことから、比率は算定されていないところです。

この比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものですが、病院事業会計の場合、医業収益の20%の約5億4,000万円を超す赤字が発生すると、経営健全化計画の策定が義務づけられるものです。

今後においても、各会計ともに効率的な行財政運営に努め、より健全性を保つよう取り組ん

でまいります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により御報告申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西議員。

○3番（大西 陽君） 実質公債費比率について、基本的なことをお伺いしたいというふうに思います。

この比率については、いわゆる民間でいう返済負担率に相当するものだというふうに理解しておりますけれども、この中にあるように、早期健全化基準では、25%以上だと借入れが制限をされるというふうにあります。また、更に18%以上だと、新たな借入れについて国あるいは道の許可が必要とされていますけれども、これは例えば、制限とその許可の内容について、端的にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（丹 正臣君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 実質公債費比率の公債費の制限と申しますか許可についてであります。まず、公債費が18%を超えますと、通常、現在の規定では地方債は同意を、国の同意を得て発行することになっておりますが、それが許可が必要になるということでもあります。ですから、同意の場合は、原則として発行できるということでもあります。許可の場合には、原則発行できないのでありますけれども、国の許可を得て発行するという違いがございます。

それから、実質公債費比率が35%を超えます実質、財政再生団体になりますと、起債の許可、総務大臣の同意が必要になります。ですから、赤字団体がその赤字を解消するために発行する再生振替特例債と申しておりますが、そういった起債についても、全て総務大臣の計画の同意がなければ発行できないということになります。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それで、これは答えづらいのかというふうに理解しますが、現在、早期健全化基準の18%、あるいは25%、今の償還、また新たな借入れを想定をして純増で考えたときに、本市はあとどれぐらい借入れを可能なのか、答えられればお伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 現在、実質公債費比率については15%でございます。この比率については、経常的な一般会計の収入がおおむね100億というふうになっておりますので、その15%ということで、おおむね実質的な返済額が15億円程度というのが現状でございます。

そこで、早期健全化団体、もし25%になるためには、残りが10%ということで、実質的な公債費の負担が10億、年間の返済額が増えるということが25%に達する要件、条件になるわけですが、この返済額と申しますのは、地方交付税で補填される部分については算定されないということになりますので、例えば過疎債のような有利な地方債については、その7割は交

付税で算定されますので、実質3割しかそこに、実質公債費比率には算定されないということになりますので、その地方債の種類によって変わってきますけれども、実質的な返済額がおおむね年間で10億程度増えると早期健全化の25%になるというようなことになります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに。大西議員。

○3番（大西 陽君） これは資料を求めたいというふうに思いますけれども、算定方式の中に準元利償還金、約7億9,600万と、それから標準財政規模の100億7,500万、これのいわゆる算定基礎があるはずなんですけれども、これは口頭で答弁いただいてもなかなか理解できないので、この中身の算定基礎について、後で結構ですから資料をいただきたいと、項目と金額ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 算定の根拠の積算内訳につきまして、後ほど提出させていただきます。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか、

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第13号及び報告第14号は、報告を終わることにいたします。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第2、報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告についてを議題に供します。

教育長の説明を求めます。安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） ただいま議題となりました報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告について御説明申し上げます。

本報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、昨年度に実施いたしました教育委員会における事務の管理及び執行の状況について、みずから点検及び評価を行い、議会に提出するとともに、これを公表するものであります。

この点検及び評価に当たっては、教育委員会が教育行政の事務に関し独立した執行権限を有する機関であるため、その執行状況をみずからチェックし、市民に公表する必要があるとの目的をもって定められたものであります。

このたび提出をさせていただきました報告書の点検及び評価の対象であります、平成26年度において教育委員会が策定いたしました土別市教育推進の重点に盛り込んだ推進施策と主要事業を、その対象といたしております。

評価方法につきましては、個別の主要事業の目的、目標、内容に照らして期待する成果が得られたか、また、その事業の必要性などについて、AからEまでの5段階で評価しているものです。あわせて教育委員会が行った点検及び評価の客観性を確保するため、士別市校長会、士別市社会教育委員の会議、士別市体育協会、士別市文化協会及び士別市PTA連合会から5人の方を教育行政評価委員として選任し、より広い視点から御意見をいただいたところであります。

今年度の点検・評価対象は93事業であり、A評価が45事業、B評価が44事業となっておりますが、C評価は4事業で、昨年度より1事業増加となり、事業推進の方法などの検討が必要と考えております。

事業の点検・評価に当たっては、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から実施いたしておりますが、今後においても、教育委員会の独自性に鑑み、積極的な事業展開を行い、よりよい教育の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により御報告申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 今年度の報告についてですね、3点、4点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目が、61ページにあります早寝早起き朝ごはん運動ですね、これは61ページですね。これは子供たちに「早ね早おき朝ごはんフェスタ」だとか、「早ね早おき朝ごはん体操」という、各保育園、幼稚園にCDなんかもありますけれども、いろいろやっています。

ちょうど最近終わったところなんですけれども、生活リズムチェックシートというのを配って、要は何時に起きて何時に寝て、勉強どのぐらいしてテレビをどのぐらい見たという色分けをして、各チェックシートを配っているわけなんですけれども、これは小・中学校、幼稚園はいいとしても、保育園にも配ると。保育園の子供というのはお昼寝をしているわけで、お昼寝をしている子が、更に早寝、余り遅く寝るのは問題なんだけれども、その早寝早起き運動までやんなきゃなんないという、そのところの意義についてはどうお考えですか。

○議長（丹 正臣君） 興水中央公民館館長。

○中央公民館長（興水賢治君） 生活リズムチェックシートは、子供の健やかな成長のために、早寝早起き朝ごはんの生活リズムについて、子供みずから、また、その保護者にその必要性を認識してもらうものであり、就学前の時期から脳の活性化とホルモンバランスの成長を促すには正しい生活リズムが必要なため、就学前のお子さんについても実施しております。

保育園、幼稚園児は就学前のお子さんでありますので、チェックシートの記入は各御家庭にて保護者が記入することになると思いますが、就学前のお子さんは体力的にも昼寝が必要と思いますので、各施設での昼寝などの時間帯もチェックシートに記入をさせていただいております。

また、幼稚園、保育園の施設で昼寝の時間を記入することは、施設の業務に負担となります

ので、記入ができない場合、各施設の時間割を提出していただきまして、中央公民館にて一括整理をしております。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 特に保育園の場合は、今、市の保育所も11時間開園ですよ、今年の春から。今まで10時間半だったですよ。もう、だから起きている時間のほとんどを保育園にいるんですね。延長保育、すみません、私のところなんかは、もう朝7時半に来て夜8時までいる子もいるですよ。やっぱり、そうしたらおうちでその時間、時間割を色塗りで書いてくれといったって、ほとんど保育園にいるんですよ。だから、お母さん、お父さんもそんなに書けないし、子供は当然保育園児ですから、そんな何時に起きたとかと書けないですよ。そこまでやって早寝早起きの運動を何かこう進めなきゃならないという、どうも違和感が前からあって。小・中学生はいいですよ、むしろゲームなんかの時間を短くしたほうがいいと思うので。

だから、ちょっと保育園児については、昼寝があるということ、それからほとんどの時間を保育園にいるということをちょっと考えて、ちょっと一部何かこう、来年度から何かこう方法を変えてほしいなと思うところがあるんですけれども、それについて答弁いただければと思います。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 今、早寝早起き朝ごはん運動にかかわっての生活リズムチェックシート
の保育園での記入について、国忠議員から御質問がございましたが、確かに議員がおっしゃられるような側面はあるというふうに思いますが、実際に保育園にお子さんが8時ぐらいまでいらっしゃるというようなことなので、実際、家庭で過ごす時間、起きている時間の部分で本当に少ないということはあろうかと思いますが、それでも、なおかつ今のお子さんたちの生活時間の中に、特にさまざまな場面で問題になっているのは、お子さんが幼児期のお子さんであっても、巨大な大型の施設、商業施設に9時、10時まで御両親と一緒にいらっしゃって買い物なり食事をされて、そして幼児期、昼の時間は保育所、幼稚園等で過ごされているんですが、夜の時間、本当に就寝する時間が11時であったり12時であったりするお子さんがいて、そういうことによって、お子さんの精神活動に極めて重要な障害をもたらしているということがあるものですから、保育所側のそういうお考えもわかるのですが、それらの部分で、そういうことを自覚的に保護者の方々に認識していただくという意味からも、その生活リズムチェックシートを記入する期間、自覚的に、こんな時間まで子供たちをやってしまった、引きずり回してしまったなというようなことを、御家庭の父母の皆さんに御認識をいただくために、保育所の部分についても、我々としては生活リズムチェックシートでチェックをしていただきたいと。それを集計して、もちろんお返しするということはあるんですが、各段階で保護者の方々に自覚的にそれを認識していただくという意味からも、ぜひ従前どおりの方法で御協力をいただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 特にこれ、記入が大変だというのは、保育園の先生のほうからも出てくるし、市の職員というか、市立病院なんかだと看護師さん、朝出勤してから帰るのが9時、10時だというんですよね。そんな状況で親に書かせたり、早寝早起きだといっても、今の病棟の状況、御存じだと思いますけれども、やっぱりそういう状況にあってチェックシートを保育園児について書けというのは、ちょっとかなり厳しいと思いますけれども、今の答弁で大体は納得しましたので、よろしくお願いします。

次に、隣の62ページなんですけれども、青少年相談事業ということで、予算額4万2,000円、決算額2万9,000円なんですけれども、これ、内容について見てみると、昨年度は電話相談8件、面接相談5件に対応したというふうになっています。それで、昔、特に昨年度なんかを見ると、その前の年度ですね、平成25年度を見ると、電話相談1件、メール相談2件と、毎年大体1桁ずつで来ているんですけれども、今回、一般質問で一番最初に谷口隆徳議員が福祉関係の相談について取り上げられたんですよね。答弁を見てみると、まだ議事録がないので間違っていたら申しわけないですけれども、子供の発達相談ですね、児童相談支援センター虹への相談が年間70件、家庭児童相談が年間800件、高齢者に関する福祉の相談を見ると年間5,000件ほどあるというふうに保健福祉部長が答弁されているんですよね。

数が多ければいいというものではないですけれども、やっぱり、昔からこの件については何回も質問していますけれども、やっぱり桁違いだと思うんですよ。一度は児童センター愛遊夢をつくるときに相談室にこの相談員を常駐させたらどうかとか申し上げて、教育長からちょっと保健福祉部と教育委員会で畑違いだからという答弁もいただいたんですけれども、やっぱり子供が自分で相談しに行くから、確かに引っ込み思案というか難しいところはあるとは思いますが、この件数というのはちょっとどうなのかなと思うんですよね。

昨年度から、ここに書いてあるのは、その移動相談ですね。学校に出向いて5校で39回移動相談をやったということなんですけれども、1つ聞きたいのは、それで評価が初めてAになっているんですよね。今までずっとBで来たと思うんですよ、これを見たら、バックナンバーを見たら、Aにしたのはどうしてですか。

○議長（丹 正臣君） 遠藤社会教育課長。

○社会教育課長（遠藤桂子君） お答えいたします。

平成26年度の相談件数はここに記載のとおりですが、電話相談件数8件、面接相談件数5件、メール相談件数ゼロ件ということで、移動相談件数が39件、合計52件の相談を行ってきております。

実際には、評価調書には記載されています電話相談件数8件につきましては、8人で延べ11回、面接相談件数5件は5人延べ10回との内容になります。継続相談も行っている状況があります。

また、市内の5校、士別小学校、士別南小学校、西小学校、士別中学校、士別南中学校には個々の相談員が配置され、相談業務を行っております。平成26年度は、新たに待つ体制だけではなく積極的に出向いて、個々の相談員を配置していない小・中学校、東高校への移動相談を実施しております。この件につきまして、まだまだ継続相談を受けている状況があります。

また、こども・子育て応援室の関連するケース会議にも、26年度は11回ほど出席させていただいております。

相談事業の充実を図り、想定どおりの結果を、成果を得られたということで、結果Aというふうにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） Aに、BからAになるというのは自己評価、第三者評価じゃなくて自己評価だから、何というか取り組んでいる側の満足感と言ったら申しわけないですけども、そういうところがあるのかなと思いますね。

ただ、昨年度は、のぞみの電話のPRカードを配布したのが改善が必要であるというふうになっていますよね。配布対象学年を変えるべきであるというふうに、昨年25年度の総括では書いてありますよね。そこら辺はもう解決したんですか。この名刺大の、何かいじめられたらこの電話に電話してくださいというのを配っていますけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（丹 正臣君） 遠藤課長。

○社会教育課長（遠藤桂子君） 年度始まりの4月に、市内の全小学校、全中学校、全高校への相談PRカードの配布と、あと全クラスのPRコースターを掲載して周知を図ってきております。それとあわせて、青少年指導センターの広報紙及び生活のきまりを年2回発行し、周知しているところです。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 補足させていただきます。

カードにつきましては、ここに現物があるんですけども、小学生用と中学、高校生用、別に2種類ありまして、今までは青少年相談室だけの部分でありましたけれども、今度は裏面に家庭児童相談室、こども・子育て応援室のほうの部分も裏面に記載しまして、よりわかりやすく改善をしているところであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 本当、件数に、相談件数に別にノルマがあるとか、その件数を何百件としていかなきゃだめだと言っているわけではないので、要は相談員さんがどこかに、こう何とかな、生徒から見えないところにいるんじゃないかと、あの人に相談すればいいんだなというふうに子供たちにやっぱり認知してもらおうようお願いしたいと思います。

それで、次なんですけれども、ページ数でいうと73ページですね。

芸術文化活動の支援ということで、文化振興条例を根拠にして各種文化団体に補助金を交付すると。また、いろんなコンサートだとか芸術文化活動を支援するというのがA評価、出ています。私はこれは本当、A評価でいいと思うんですよね。

1つ問題なのが、84ページにあるまちを元気にシネマ補助事業の実施というところがC評価になっていると。要はここを見ると、映画を、市内有志の実行委員会で映画をやろうと思ったんですけども、結局はできなかったということでC評価なんですけれども、映画も芸術文化の一環だと思うんですよ。だから何かもったいないというか、シネマ補助事業はだめだということじゃなくて、今後こちらの芸術文化活動のほうに入れる形で、ぜひ継続していただきたいと思いますと思うんですけれども、その点いかがですか。

○議長（丹 正臣君） 興水館長。

○中央公民館長（興水賢治君） この事業は、市内には映画館がありませんので、市民の皆さん方が興味を持つ映画について、実行委員会を組織してもらい、市から補助金を交付することで運営をしていただき、市民の皆さんが喜び、また心温まる映画を鑑賞してもらう事業であります。

平成25年度に1回目「人生、いろどり」、それから2回目に「じんじん」、この2本を実施いたしました。平成26年度については、市民の皆さん方から特に鑑賞したいという興味を持たれる映画の要望がありませんでしたので、事業そのものが未執行となったところであります。

今後、市民の皆さん方からぜひ鑑賞したいという映画の要望があった場合は、芸術文化活動支援事業の中で同じような事業、これを実施していきたいと考えております。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） ここには、84ページには心温まり感動できる映画と書いてありますけれども、何ていうかちょっと悲しい場面があっても感動できる映画というのはあるわけですから、市のほうであらかじめ心温まり感動できるというふうに、何とていうか枠を決めないで、ぜひ市民の方の発意、おととも一般質問でも申し上げましたけれども、市民の方の発意で、映画を芸術文化の一環としてやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第15号は報告を終わることにいたします。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、議案第74号 士別市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第74号 士別市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月から市民生活のさまざまな手続の場面においてマイナンバーの利用が開始されます。

法律の施行により、地方税や国民健康保険など法律で定められた事務においてマイナンバーを利用していくこととなりますが、本市におけるマイナンバーの利用と提供について、条例に定めることが必要なことから、本条例を制定するものであります。

その内容について、本市におけるマイナンバーの利用範囲は、法律に定められた事務の処理における必要な情報の利用及び複数の事務の間での授受とし、提供の範囲は、法律に定められた事務であって市長部局と教育委員会との間における情報の授受とすることを規定するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、議案第75号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例について及び議案第76号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第75号 士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第76号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、マイナンバー制度の開始に伴うものであります。まず、士別市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、本年10月から通常の個人情報に加え、個人番号を含んだ特定個人情報を市が保有することから、所要の改正をするものであります。

現在、士別市個人情報保護条例においては、個人情報の目的外利用を原則禁止し、法令に定めがある場合や本人同意を得た場合、士別市個人情報保護・情報公開審査会に諮問し、公益性

が高いと認められた場合など、例外的に目的外利用を認めていますが、今回追加する特定個人情報については、通常の個人情報よりも更に厳格に保護することが求められており、個人の生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ない場合以外は目的外利用を禁止することについて、本条例において規定するものです。あわせて、保有する特定個人情報の開示や訂正、利用の中止、削除及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるものです。

次に、士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、マイナンバー制度の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を廃止するため、所要の改正を行うものです。

その内容であります。通知カード及び個人番号カードの初回交付については、国が負担するため無料の取り扱いとなりますが、紛失等による再交付の場合については自己負担となるため、再交付に係る手数料を規定するものです。なお、再交付手数料の額については、国から示されている基準をもとに、通知カードを500円、個人番号カードを800円に規定するものです。

また、関連して、住民基本台帳法の改正に伴い、来年1月以降、住民基本台帳カードの交付及び再交付を行わないことから、同条文を削除するものです。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第5、議案第81号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） ただいま議題となりました議案第81号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、療養病床の増床に向けた4階病棟改修に伴い病床数に変動が生じるため、許可病床数について、一般病床169床を91床、療養病床30床を88床に変更し、平成27年11月1日から施行するものです。

なお、療養病床につきましては、現在使用している2階東病棟30床に4階病棟改修後の58床を加えて88床の許可病床とするものでありますが、看護師数、患者数の関係から、当面は4階

病棟の50床を運用する考えであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第6、議案第82号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第82号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

本年6月の日本年金機構における高度サイバー攻撃による個人情報漏えいの事案を受け、先月7日、国は10月5日施行のマイナンバー制度開始に向けた緊急の対応方法を全国の自治体に示しました。

これを受けて、本市においても、制度開始前までに既存の住民基本台帳システム及びネットワークについて、端末機器を含めて情報ネットワークから分離させることで、インターネットによる新たな脅威に対し情報セキュリティ対策を確実に実施するため、庁内ネットワーク改修業務委託料及び業務用ノートパソコン購入費、合わせて1,487万円を追加計上するものです。

なお、これに要する財源については、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第7、認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定についてまで、以上9案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

平成26年度の国の財政運営は、消費税率引き上げに伴う景気の下振れリスクに対応するため、経済対策に基づく5兆円規模の補正予算と当初予算を切れ目なく執行することで、経済の好循環の実現を図り、デフレからの脱却と日本経済再生に向けて取り組まれたところです。

地方財政に対しては、厳しい経済情勢等を踏まえ、地方財政計画の歳出特別枠として、地域経済基盤強化・雇用等対策費などに1兆1,950億円、地方交付税の別枠加算として6,100億円を計上するなど、安定的な財政運営に必要な一定の財源が確保されました。

一方で、歳出面では、引き続き経費の節減や行政改革に努めるよう求められたほか、公共施設などの大量更新期に対応し、総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定について要請があったところです。

こうした中で、本市の財政運営は、まちづくりのための各種施策に取り組む一方、29年度までの3カ年の中期財政フレームの策定のもと、新たな財政運営の指針を定め、健全で持続可能な財政基盤の確立に努めるとともに、重要課題である市立病院改革プランの達成に向け、鋭意努力してきたところです。

その結果、26年度の各会計の決算は、水道事業会計及び病院事業会計において純損失が発生しましたが、その他の各会計においては、黒字あるいは収支均衡を確保する中で、懸案事項の解決に向けた施策を鋭意推進することができました。

このことは、議員各位を初め市民の皆さんの御理解と御協力によるものと考えています。

しかしながら、今後においても、人口の減少や市町村合併特例加算の縮減などの中で、引き続き厳しい財政運営が見込まれる状況にあって、将来に向けて持続可能な財政基盤を構築するため、公共施設マネジメント計画の策定のもと、インフラを含めた施設の適切な管理に努めるとともに、行政全般にわたる改革を進めてまいります。

また、市立病院においては、本年3月に策定した新経営改革プランの着実な達成に努めるとともに、今後北海道が策定する地域医療構想を踏まえ、安心して信頼される病院づくりに努めてまいります。

この後、相山副市長から平成26年度各会計の決算概要について説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） それでは、私から平成26年度各会計の決算概要を御説明申し上げ

げます。

御審議をいただく平成26年度の一般会計、各特別会計及び企業会計については、それぞれ法定日をもって出納閉鎖し、会計管理者から決算書及び一連の関係書類の送付を受け、直ちに監査委員の審査に付したところであり、監査委員からは9月7日付で、計数は正確であり、予算執行事務が適正に行われているとの御意見をいただいたところです。

最初に、士別市一般会計歳入歳出決算から士別市農業集落排水事業特別会計について御説明申し上げます。

26年度においては、子育て環境の整備や各種福祉施策の推進、地域医療の充実、農林業・商工業振興施策の展開、スポーツ合宿の推進や教育環境の整備など教育施策の充実に取り組むとともに、環境センター、つくも団地A棟、上士別小・中学校といった大型の建設工のほか、いきいき健康センター建設、つくも水郷公園再開発に向けた基本設計業務等を実施しました。

また、新たに市民パートナー推進のための重点枠を設け、士別まちづくり塾事業や温根別憩いの広場交流推進事業など新規5事業、高齢者地域支えあい事業や子ども議会開催事業など継続5事業、合わせて10事業を展開したところです。

国は、大型補正予算と当初予算を一体的に執行する15カ月予算を編成することにより、切れ目のない経済対策を実行したところであり、本市においても、この緊急経済対策に歩調を合わせ、25年度補正予算で家庭菜園付高齢者用公営住宅整備事業や、道路ストック総点検路面性状調査業務などの公共事業を前倒して実施したほか、新たに創設されたがんばる地域交付金を活用し、サンライズホール音響設備改修工事や、朝日農業者トレーニングセンター屋根改修工事など関連5事業を実施するなど、市民サービスの向上や市内経済の活性化に取り組みました。

この結果、26年度一般会計及び各特別会計の歳入総額は243億1,062万6,000円、歳出総額では239億6,716万4,000円、収支差し引きでは3億4,346万2,000円となり、25年度決算と比較しますと、歳入で9億5,432万1,000円、4.1%の増、歳出で9億8,171万1,000円、4.3%の増となったところです。

この増額となった要因としては、歳入では、地方交付税が前年度比マイナス3.6%、約2億9,500万円の減となった一方で、自主財源の柱である市税において、法人市民税が前年度比218.9%と大幅な伸びとなったことなどから、市税全体で前年度比6.7%、約1億5,000万円増収し、更に建設事業が増加したことに伴い、国庫支出金、市債などが増加したことによるものです。

歳出においては、職員費、公債費が減少したものの、28年度までの3カ年にわたる環境センター建設事業を初め、27年度までの2カ年で実施するつくも団地A棟整備事業や上士別小中学校改築事業の大型建設工事に着手したほか、多寄地区農業集落排水施設整備事業の建設工事が本格化したことなどにより増となったものです。

次に、各会計の決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額181億243万4,000円、歳出総額178億377万7,000円、収支差し

引き2億9,865万7,000円となり、27年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においては2億7,419万6,000円の黒字決算となりましたが、このうち1億4,000万円を、地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に編入したところです。

また、前年度において2,270万8,000円の収支不足が発生した国民健康保険事業特別会計ですが、今後3年間にわたり税率などを段階的に調整し、収支不足の2分の1相当額を税収により対応し、なお不足する分については一般会計からの繰り入れ措置での対応とすることで、前年度への繰上充用額及び当初予算の歳入欠陥補填収入対応分をあわせて解消しました。

本市国保会計においては、被保険者が減少する中、1人当たりの医療費は増加している状況にあることから、引き続き国保財政の健全化に向けた取り組みを進めてまいります。

そのほか、後期高齢者医療特別会計ほか4特別会計についても、収支均衡あるいは黒字決算となった次第です。

次に、土別市水道事業会計決算について申し上げます。

初めに、事業概要ですが、東山浄水場改良事業では、新たな原水水質監視装置を新設し、原水水質管理の機能強化を図り、また、場内整備事業では、侵入防止柵の設置等により浄水施設全体の安全強化を図りました。

配水施設改良事業では、配水管新設工事を実施したほか、老朽管更新のための配水管敷設がえ工事を実施するなど、水量・水圧の安定確保を図りました。

温西地区整備事業・緊急時給水拠点確保事業については、緊急時における給水拠点への安定した給水を確保するため、従来の非耐震管から耐震性のある管への配水管敷設がえ工事を実施しました。

朝日地区簡易水道再編推進事業では、老朽化した管の漏水対策を図るため、配水管敷設がえ工事を実施しました。

有収水量の状況については、家事用で138万8,280立方メートル、家事用以外等で67万1,837立方メートル、全体では206万117立方メートルとなりました。

次に、財政状況についてです。

収益的収支について、消費税抜きでの決算額ですが、収入では、営業収益が3億4,601万3,000円で、このうち水道料金は3億2,790万7,000円となりました。

また、営業外収益は1億5,950万3,000円で、岩尾内ダム管理費精算金などの特別利益を加えた収入合計は5億577万円となりました。

支出については、営業費用が5億3,092万6,000円、営業外費用が7,650万7,000円で、特別損失を加えた支出合計は6億1,245万9,000円となりました。

この結果、1億668万9,000円の純損失が生じたところですが、26年度の地方公営企業会計制度改正に伴い、補助金等によって取得した固定資産の償却制度が変更されたことから、その他未処分利益剰余金等変動額が3億3,133万1,000円生じ、当年度未処分利益剰余金は1億742万1,000円となったところです。

次に、資本的収支についてであります。

消費税込みで申し上げますと、収入は東山浄水場改良事業等に伴う企業債3億2,500万円のほか、国庫補助金5,032万6,000円、補償工事負担金2,518万5,000円などを合わせて4億8,492万1,000円となりました。

一方、支出については、建設改良費として、浄水場改良費で1億2,296万7,000円、配水施設改良費で1億2,054万7,000円、緊急時給水拠点確保事業で6,163万3,000円となり、企業債償還金1億4,888万円などを合わせた支出合計は5億5,764万2,000円となりました。

この結果、7,272万1,000円の資本的収支不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金5,420万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,851万4,000円をもって補填した次第です。

以上が26年度士別市水道事業会計決算の概要であります。

今後ともなお一層の企業努力を行い、安定した給水サービスと健全経営の確保に努めてまいります。

次に、士別市病院事業会計決算について申し上げます。

初めに、事業概要についてですが、26年度における病院事業は、これまでに引き続き病院経営改革プランを踏まえ、経営の改善に向けた運営に努めました。その中でも、慢性期医療の需要が今後も高まる見込みであることを踏まえ、10月から療養病棟を再開し、一般病棟120床、療養病棟30床体制で運営するとともに、在宅医療を充実するため、訪問看護師を1名増員し、今後の地域医療のニーズに合致した体制づくりを進めたところです。

その一方で、実質的にはマイナスとなる診療報酬改定が4月に実施されたほか、平均在院日数の取り扱いや、重症度、医療・看護必要度の見直しなどにより、一般病床の運営が大きな影響を受けるとともに、11月からの耳鼻咽喉科の閉鎖や外来患者数の減少、慢性的な医師不足などの中で、病院を取り巻く環境は依然厳しい状況でした。

こうした状況の中、年間の延べ入院患者数は3万9,794人で、1日平均109.0人となり、前年度と比較すると646人、1.6%の減となりました。外来患者数は12万3,881人で、診療日1日平均505.6人となり、前年度と比較すると6,375人、4.9%の減となったところです。

このことにより、収益については、昨年度より入院収益で6,836万6,000円の減収、外来収益で2,430万円の減収となり、医業収入全体では9,619万5,000円の減少となりました。

一方、費用については、最大限の節減努力をいたしましたが、電気料金の値上げによる光熱費の増加、消費税増税による影響のほか、会計制度改正などにより前年度より増加しました。

この結果、収支全体で不足が見込まれたことから、一般会計繰入金を当初予算計上分に2億5,900万円追加したところであり、実質的な資金不足は発生していませんが、制度改正に基づくリース債務の計上に伴い、1,374万7,000円の不良債務が生じたところです。

次に、財政状況についてです。

まず、収益的収支ですが、消費税抜きで申し上げますと、収益的収入が35億8,188万9,000円、

このうち医業収益では26億8,756万6,000円となり、収益的支出では35億9,377万1,000円となった結果、収支差し引きでは1,188万3,000円の当年度純損失となりました。

また、資本的収支については、消費税込みで申し上げますと、資本的収入で4億9,393万8,000円となり、これに対する資本的支出は5億2,039万9,000円となった結果、2,646万1,000円の資本的収支に不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金91万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2,552万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万7,000円で補填したところです。

以上が26年度士別市病院事業会計決算の概要です。

近年の医療動向に応じた病棟再編や最大限の経費削減に取り組む中で、良質な医療サービスの提供に努めてまいりましたが、収支の均衡を保てる経営にはつながりませんでした。今後は、27年度を初年度とする新たな病院経営改革プランを策定したところであり、一層の経営改善はもとより、医療サービスの需要の変化に柔軟に対応し、地域から信頼される病院を目指してまいります。

以上、平成26年度各会計の決算の概要を御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御承認のほどお願いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9案件を審査するため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会に全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9案件は、議会に全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の規定に基づく関係書類及び計算書の検査権については、決算審査特別委員会に委任することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に関係書類及び計算書の検査権を委任することに決定いたしました。

引き続き、決算審査特別委員会の正副委員長の選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、正副委員長の御指名を申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に出合孝司議員、副委員長に国忠崇史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任いたしたいと思っております。これに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで正副委員長に選任されましたお二人より御挨拶をお願いいたします。

初めに、決算審査特別委員会、出合孝司委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○決算審査特別委員長(出合孝司君)(登壇) 委員長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま平成26年度決算審査特別委員会が設置され、皆様の御推挙により委員長という大役を務めさせていただくことになりました。皆様の協力を得ながら、公正で円滑な運営を目指し、委員長の責務を果たす所存でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

決算審査は、既に議決された予算が適正に執行されたかどうか、また、各事業の経営が適正かつ有効に執行されているかどうか、更に、市民生活の向上や士別市の発展にどのように役立っているかを審査するものであります。

議員の皆様には、建設的かつ活発な発言を、理事者の皆さんには明快かつ誠意ある答弁を、そして報道関係の皆様には、これまで同様、多くの市民の皆様への的確な報道をお願い申しあげまして、委員長就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

(拍手) (降壇)

○議長(丹 正臣君) 次に、国忠崇史副委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○決算審査特別副委員長(国忠崇史君)(登壇) 副委員長就任に当たり御挨拶申し上げます。

昨年度決算の審査に当たりましては、出合孝司委員長の右腕となり左腕となり、日陰となりひなたとなり、つまびらかにかつスムーズにかつやわらかにかつハードに審査してまいる所存でございます。

また、昨日の国会の一部で見られたごとく、採決したのかしなかったのかわからない、議事録にも残らないような有効性が疑わしい運営とならぬよう、健全で公正な運営となるよう、委員長とともに指揮をとってまいります。この点は、特に理事各位、委員各位に御協力願いたいと思います。

また、市の理事者及び管理職各位におかれましては端的な答弁をいただきたく、私からもあらかじめお願い申し上げます。

では、どうぞよろしくお願いたします。(拍手) (降壇)

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第8、議案第83号 士別市公平委員会委員の選任についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第83号 士別市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本年10月13日をもって任期満了となる尾形幸男委員について、再度、公平委員会委員に選任
いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。本案については、原案に同意することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案同意と決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第9、議案第84号 士別市教育委員会委員の任命についてを議
題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第84号 士別市教育委員会委員の
任命について御説明申し上げます。

本年10月28日をもって任期満了となる千田秀昭委員について、再度、教育委員会委員に任命
いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意
を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案同意と決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第10、議案第85号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則
についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。松ヶ平議会改革検討特別委員長。

○議会改革検討特別委員長（松ヶ平哲幸君）（登壇） ただいま議題となりました議案第85号 士
別市議会会議規則の一部を改正する規則について、その概要を御説明申し上げます。

本規則改正は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても女性が活躍できる環境を整え、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、議員の本会議及び委員会の欠席に関する規定に、女性議員が出産で欠席する規定を明記しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第11、議案第86号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については、10月16日、東京で開催されます土別ふるさと大使との意見交換会及び10月17日、同じく東京で開催されます東京土別ゆかりの会に議員4名を、そして、10月24日、札幌市で開催されますさっぽろ市土別ふるさと会に議員10名を、11月1日に愛知県みよし市で開催されます産業フェスタみよし2015に議員2名を、それぞれ議案に記載のとおり派遣しようとするものであります。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第12、意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、意見書案第8号 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について及び意見書案第9号 生活保護費削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書については、以上3案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号から意見書案第9号までの3案件は原案のとおり可決されました。

○議長(丹 正臣君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成27年第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時21分閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月18日

士別市議会議長 丹 正 臣

士別市議会副議長 谷 口 隆 徳

署 名 議 員 大 西 陽

〃 村 上 緑 一

〃 渡 辺 英 次